

(仮称)町田市中学校給食センター整備・運営事業

(町田忠生小山エリア・南エリア)

特定事業の選定

2022年8月1日



町田市(以下、「市」という。)は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号。以下、「PFI 法」という。)第7条の規定に基づき、(仮称)町田市中学校給食センター整備・運営事業(町田忠生小山エリア・南エリア)(以下、「本事業」という。)を特定事業として選定したので、同法第 11 条第1項の規定により、特定事業の選定における評価結果を公表する。

2022 年 8 月 1 日

町田市長 石坂 丈一

1. 特定事業の選定に関する事項

(1) 事業内容に関する事項

① 事業名称

(仮称)町田市中学校給食センター整備・運営事業(町田忠生小山エリア・南エリア)

② 事業に供される公共施設等の種類

学校給食共同調理場

③ 公共施設等の管理者等の名称

町田市長 石坂 丈一

④ 事業目的

市では、2021年1月の町田市学校給食問題協議会による『新たな中学校給食の提供方式について』の答申を受け、「全員給食・食缶方式・市所有施設・給食センター方式」による中学校給食の実施に向けた検討を進め、2022年3月に「まちだの中学校給食センター計画～おいしく食べて地域みんなで健康に！～」(以下、「基本計画」という。)を策定した。

基本計画では、市は、新たに中学校において全員給食を導入し、小・中学校9年間を通じた学校給食の取組を推進することによって、子どもたちの「豊かな心」「健康な体」「生きる力」を育み、「食を正しく選ぶ力」をより強化することとしている。また、給食センターのコンセプトを「食を通して地域みんなの健康づくりの拠点」とし、「魅力的で美味しい給食を中学生たちに届けるセンター」と「地域とつながりあい、新しい価値を生み出しつづけるセンター」を、目指す姿として位置付けた。

これらを踏まえ、本事業は、市内3か所の計画地のうち、町田忠生小山エリア及び南エリアにおける中学校給食センターの建設及び施設の運営・維持管理業務を、PFI手法により包括的に発注し、民間のノウハウを活用したサービスの向上や経費削減、財政負担の平準化等に取り組み、給食センターが目指す姿を効果的・効率的に実現することを目的とする。

⑤ 事業範囲

PFI法に基づき、新たに(仮称)町田市中学校給食センターの施設(以下、「本施設」という。)を設計、建設し、維持管理、運営等を遂行することを事業範囲とする。

- ・本施設の施設整備に関する業務
- ・本施設の開業準備に関する業務
- ・本施設の維持管理に関する業務
- ・本施設の運営に関する業務
- ・給食センターの新たな価値形成に係る取組

⑥ 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、事業者が自らの提案をもとに本施設の設計、建設を行った後、市に本施設の所有権を移転し、事業期間中に事業契約書に示される内容の維持管理及び運営業務を行うBTO(Build Transfer Operate)方式により実施する。

(2) 事業者の収入

市は、事業者が行う本施設の設計、建設、維持管理及び運営業務(以下、「本件整備・運営業務」という。)に関する費用として、事業者の提案をもとに金額を決定したサービス購入料を、事業者に支払うものとする。

(3) 市が直接事業を実施する場合とPFI手法により実施する場合の評価

① 評価の方法

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」(平成30年閣議決定)に基づき、事業期間全体にわたるコスト算出による市の財政負担額の定量的評価及びPFI手法により実施することによるサービス水準に関する定性的評価を踏まえた総合的な評価を行う。

② 定量的評価

本事業を市が直接実施した場合とPFI手法により実施した場合、それぞれの事業期間全体を通じた市の財政負担額を比較するにあたり、次のように前提条件を設定した。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、公募参加者の提案内容を制限するものではなく、また一致するものではない。

1) 前提条件

	市が直接実施する場合	PFI 手法により実施する場合
市の財政負担額の主な内訳	支出 ①施設整備に係る費用 ・設計・建設費等 ②維持管理・運営に係る費用 ・人件費 ・光熱水費・燃料費 ・点検・補修費 ・備品更新費 ・配送費 ③開業準備費 ④市債に伴う償還金及び支払利息	支出 ①施設整備に係るサービス対価 ・一次支払い対価(市債) ・割賦対価(金利手数料等) ②維持管理・運営に係るサービス対価 ・人件費(SPC 職員分) ・SPC 運営費 ③開業準備費 ④市債に伴う償還金及び支払利息 ⑤モニタリング費用 ⑥人件費(市事務職員・市栄養士分)
	収入 ①市債	収入 ①SPC からの税込(市税分) ②市債
事業期間	①町田忠生小山エリア 設計・建設期間 : 事業契約締結日から 2025 年 1 月まで 開業準備期間 : 2025 年 2 月から 2025 年 3 月まで(2 ヶ月間) 維持管理・運営期間 : 供用開始(2025 年 4 月)から 2040 年 3 月まで ②南エリア 設計・建設期間 : 事業契約締結日から 2025 年 6 月まで 開業準備期間 : 2025 年 7 月から 2025 年 8 月まで(2 ヶ月間) 維持管理・運営期間 : 供用開始(2025 年 9 月)から 2040 年 3 月まで	
施設概要	①町田忠生小山エリア 事業用地 町田市山崎町 1298 番地1 (旧忠生第六小学校) 敷地面積 約 17,353 m ² の一部 調理能力 4,019 食/日(2025 年度) 給食提供対象 8校	②南エリア 事業用地 町田市南成瀬7丁目 17 番 1 号 (東光寺公園調整池上) 敷地面積 約 3,043 m ² 調理能力 2,970 食/日(2025 年度) 給食提供対象 5校
設計・建設に係る費用	概略の施設計画や他事例の実績、聴き取り調査等に基づき設定した。	他事例の実績、聴き取り調査等に基づき、市が直接実施する場合に比べ一定割合の縮減が実現するものとして設定した。
運営・維持管理に係る費用	他事例の実績、聴き取り調査等に基づき設定した。	
資金調達に関する事項	①市債 ②一般財源	①資本金 ②民間借入 ③市からの一時支払対価
共通条件	①割引率 0.23% ②インフレ率 考慮しない	

2) 算定方法

上記の前提条件を基に、市が直接実施する場合の市の財政負担額とPFI方式により実施する場合の市の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、それらを割引率により現在価値に換算した。

3) 評価結果

算定結果により、市の財政負担を比較したところ、本事業を市が直接実施する場合に比べて、PFI方式により実施する場合、事業期間中に市の財政負担額が、①町田忠生小山エリアについては約4.8%、②南エリアについては約4.0%、それぞれ削減することが見込まれる。

なお、事業者に移転するリスクについては、データの蓄積がないこと等により厳密な定量化は困難であるため考慮していない。

③ 定性的評価

本事業をPFI手法により実施する場合、上記のような定量的効果に加え、以下に示す定性的な効果が期待できる。

1) 「魅力的で美味しい給食を中学生たちに届けるセンター」としての良質なサービス提供

学校給食センターは、毎日異なる献立を安全に大量調理しなくてはならない、極めて専門性が高く、また運営の安定性が強く求められる施設であり、民間事業者のもつ豊富な経験、技術力、ノウハウを活用することが有効である。

また、施設整備から運営までを一括して発注することにより、事業者は事業に必要な資材・人材の確保をはじめとする各種準備を進めることができ、給食提供の安定的かつ円滑な実施という、本事業にとって不可欠なサービス品質の確保が可能となる。

2) 「地域とつながりあい、新しい価値を生み出しつづけるセンター」としての創意工夫あふれるサービス提供

新しい給食センターが「食を通じた地域みんなの健康づくり拠点」として地域に根差し、活躍するためには、町田市だけでなく、民間企業の柔軟な発想や事業者の得意分野を活かしたコラボレーションから創出される、新しい視点からの事業展開が不可欠となる。

PFI手法を採用することにより、民間事業者にとって本施設を活用した新たな事業機会を創出するとともに、民間事業者のマーケティング力によって市民のニーズを的確に把握した、町田市ならではの新たなサービスを実現する事業展開が期待できる。また、民間事業者の創意によって給食センターの施設を活用した収益化の仕組みをつくり、さらには、多様な主体との積極的なコラボレーションにより、給食センター事業が地域経済の活性化を資することも期待できる。

3) 設計・建設・維持管理・運營業務の一括的な性能発注による事業の効率化

本件整備・運營業務を一括して民間事業者に委ねることにより、設計段階から開業後を見据えた事業計画を検討し、事業全体を通じたコスト削減を図ることが可能となるなど、事業の合理化・効

率化を期待できる。

また、PFI手法では実施する業務内容を細かに定める「仕様発注」ではなく、市が事業を通して要求するサービス水準を性能として示す「性能発注」が可能であり、市が求める性能に対して民間事業者が自らの持つ経験・ノウハウを駆使して、実現可能かつ最も効率的な方法を選択することで、高品質なサービス提供とコスト低減の両面が実現可能となることが期待される。

4) 適切なリスク移転及び適正な役割分担による効率的な事業運営

本事業において想定されるリスクを事前に明確にし、かつ、適切なリスク移転及び官民の役割分担を図ることにより、事業全体におけるリスク管理の最適化が図られ、リスクの発生抑制、事業の効率化・合理化等の効果が期待できる。

5) 財政支出の平準化

事業資金に民間資金を活用することで、市は事業期間終了までの間に、初期整備費を含めた事業費を分割して支出することが可能となり、財政負担の平準化が図られる。

これに加えて、今後、人口減少期に突入する市の財政見通しを踏まえ、生徒数減に柔軟に対応できる高効率な施設運営マネジメントも期待できる。

④ 総合評価

本事業をPFI手法によって実施することにより、事業者の創意工夫やノウハウを活かすことが可能となり、市の給食センターの目指す「食を通じた地域みんなの健康づくり拠点」としての幅広い事業展開とそれによる地域経済の活性化が期待できる。

加えて、性能発注に基づく、民間事業者ならではの視点からの事業効率性の追求により、本事業における市の財政負担は、市が直接実施する場合に比べ、事業期間を通して、約4.0～4.8%の削減が見込まれるとともに、事業者のリスク移転や業務の効率化等が期待できる。

以上の客観的な評価の結果により、本事業をPFI手法により実施することが適当であると認められるため、ここに、PFI法第7条に基づく特定事業として選定する。